



東自監第387号の2  
平成30年12月14日

株式会社 村山運送  
代表取締役 村山 裕樹 殿

東北運輸局長  
吉田 耕一郎



### 警 告 書

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業の仙台南営業所の運営実態について、平成29年9月12日及び13日、東北運輸局宮城運輸支局が監査を実施したところ、下記のとおり貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が認められた。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないことになるので、直ちに法令の定めに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置を確認するため、平成31年2月14日以降に呼出による監査を行うので、同監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ東北運輸局宮城運輸支局に来局されたい。

なお、同監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行うほか、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

#### 記

##### 違反事実

1. 輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

- ① 乗務の前後の点呼を適切に行っていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)

- ② 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

